

東士幌小学校いじめ防止基本方針

1 基本理念（いじめ防止対策推進法第3条を参照して）

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境を整えるほか、児童が互いの多様性を認め、望ましい人間関係を構築する能力の育成を図りながら、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、組織的に対処するほか、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
また、必要によっては警察も含めた関係諸機関への相談・通報を行う。

2 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条を参照して）

- 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ対策のための組織

- (1) 名 称 : 東士幌小学校いじめ対策委員会（特別委員会）
- (2) 構成員 : 校長、教頭、生徒指導担当者、養護教諭、学校運営協議委員、PTA三役
- (3) 会 議 : 3月～4月（反省・計画会議）、その他必要に応じて開催する。
- (4) その他 : 校内体制における「いじめ対策チーム」は、次のとおりとする。
校長、教頭、指導部担当者、学級担任、養護教諭

4 いじめ防止等のための取組と対策

(1) いじめアンケートの実施

いじめの早期発見のために、6～7月、10～11月、にいじめアンケート及び、調査を実施する。

(2) 教育相談体制の整備

いじめアンケートの実施後等、状況に応じて「教育相談週間」を設定する。実施計画、情報分析や対応策策定については、生徒指導部が主体となって行う。音更町心の教室相談員との連携も大切にする。

- (3)いじめは「どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という強い自覚をもって組織的に対処する。

(4) 児童観察による情報収集

全職員は、常に情報収集を心がけ、気になる言動を発見した場合は、生徒指導担当者に報告する。生徒指導担当者はその内容を勘案し、管理職への報告と相談を行う。

(5) 学級懇談、家庭訪問、保護者個人懇談を通して、保護者からの情報収集に努める。

(6) 児童会主体によるいじめ防止にかかわる取組の推進

いじめ防止テーマ（各学級での取組）やいじめ防止強化期間の設定（12月頃）、いじめ防止につながる取組（友達大好きカレンダー）の実施等、児童の主体的な取組を充実させる。

(7) いじめ問題への対応を確実なものとするため、「様子を見る」というような消極的な対応策を払拭する。※けんかやいざこざ、ふざけ合いを軽視せずに実態を把握し、いじめにつながりかねない行為等を見逃さずに指導する。

(8) 児童理解のため、ハイパーQ Uアンケートを年2回実施し、組織的に活用する。

(9) いじめ問題に対して効果的な研修を実施し、いじめ防止等の取組みの充実を図る。（6参照）

5 いじめ確認後の適切な対応

(1) いじめられた生徒やその保護者の立場に立った対応を心がけ、まず解決に向けた事実確認と指導の方針について説明する。平行して、町教育委員会への報告と相談を行う。

(2) 校内対策チームの役割を明確にする。

・事情聴取（事実確認）、整理、分析、まとめ ・対応策の検討 ・教職員の意思形成、調整

(3) スピード感をもって事実確認にあたり、情報を整理する。

(4) チームとして立案した解決策にそって、継続的な指導を実施する。

・被害児童への面談 ・加害児童への指導 ・事実を認識していた児童への指導
・被害・加害児童の保護者への説明と協力依頼（発見後から定期的な経過説明まで）
・教育相談体制の強化 ・関係機関との連携、及び助言を仰ぐ
・児童が互いの多様性を認め、適切な人間関係づくりを目指した取組（各領域との連携）

(5) 必要に応じて教育委員会、児童相談所等と協議・対応していく。

(6) 必要に応じて、警察も含めた関係諸機関への相談・通報を行う。

(7) 問題の内容等に応じて保護者説明会を実施し、学校としての姿勢や方針を明確にする。

(8) 報道機関への対応は校長を窓口に一本化し、公開できる情報を整理し、誠意ある公平な対応を心がける。その際、町教育委員会と連携して対応にあたる。

6 いじめ防止のための研修の充実

- (1) いじめの芽となる事例の早期発見，対処方法に関する研修や共通理解を目的とした「生徒指導交流会」を年2回（7，3月）に開催する。
- (2) 研修講座等，校外の研修会に積極的に参加し，その研修情報の内部提供に努める。
- (3) 指導力向上により児童理解を深めるため，生徒指導担当者や管理職からの情報提供の機会を充実させる。

7 全領域における連携の重視

(1) 各教科

- ・それぞれの教科においては，生徒指導の機能を生かした取組を基盤とするとともに，言語活動や各種授業形態による活動をとおして他と適切にかかわる能力を高め，いじめの芽を早期に摘み取るよう努力する。

(2) 特別の教科「道徳」

- ・道徳の時間では，道徳的価値に基づいた人間としての生き方を追求することで教師と児童，児童同士の共感的な関係を深め，豊かな体験をとおして内面を鍛える。

(3) 特別活動

学級活動を基盤とした集団活動や体験的な活動をとおして，よりよい人間関係を築く力や社会性の育成を図り，いじめ防止に寄与する。特に，人とのかかわりの中での失敗体験を大切にすることで個性を伸ばし，互いの多様性を認め，自他を認める心をはぐくむ。

(4) 総合的な学習の時間

体験活動と探求活動を充実させ，異学年交流・環境や他者とのかかわりの中から，社会的視野を広げ他者理解を深めさせる。

8 いじめ対策の検証

いじめ対策の取組についてはスピード感をもった対応が求められることから，PDCAサイクルのもと短期スパンで実態を検証し，改善を図る。その役割は，生徒指導担当者・教頭が担う。

9 保護者・地域の取組みと情報提供

この基本方針は保護者・地域に公開するとともに，必要に応じて対応状況について説明する機会を設定し，説明責任・結果責任を果たす。

【家庭の取組】

- (1) 保護者は教育の第一義的責任を有することから、自尊感情や他人を思いやる心を養うよう努める。
- (2) いじめに関わる心配等がある場合、家庭だけで悩むことなく、積極的に学校や教育委員会などと連携するよう努める。

【地域の取組】

- (1) いじめは学校外においても行われることがあり、登下校時をはじめ地域として児童等を温かく見守る取組を推進する。
- (2) 学校、保護者、教育委員会などと連携するよう努める。

10 いじめ対策年間プログラム

4月	「いじめ対策」についての保護者への説明（参観日全体懇談）
5月	いじめの学級指導，学級経営交流会
6月	いじめアンケート①，ハイパーQ Uアンケート①，個人面談（※必要に応じて）
7月	生徒指導交流会，学校運営協議委員会 「改訂いじめ防止基本方針等」説明（参観日全体懇談）
8月	学校評価（自己評価）
9月	いじめ防止指導強化月間，児童会主体のいじめ防止活動，個人面談（児童・家庭）
10月	いじめアンケート②
11月	ハイパーQ Uアンケート②，学級経営交流会，教育相談週間
12月	学校運営委員会，「いじめの実態状況」説明と報告（参観日全体懇談）
1月	児童会主体のいじめ防止活動
2月	いじめ調査，学校評価（自己評価）
3月	生徒指導交流会，いじめ対策委員会，学校運営協議委員会

※学校行事の関係で月が移動する場合があります。

（令和5年4月改訂）